

声 明

京都新・生存権裁判（生活保護基準引下げ違憲訴訟）大阪高裁判決について

2025（令和7）年3月13日

京都新・生存権裁判原告団
京都新・生存権裁判弁護団
京都新・生存権裁判を支援する会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、大阪高等裁判所民事第3部（佐藤哲治裁判長）は、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求控訴事件において、各処分の違法性を認め取消するという原告ら逆転勝訴の判決を言渡した。

本訴訟は、京都市内の生活保護利用者42名（提訴時）が、国及び京都市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の引下げを理由とする保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求めた裁判の控訴審である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、国家賠償まで認めた名古屋高等裁判所を含め地裁、高裁で21件もの勝訴判決（地裁19件、高裁2件）が出されている。

本判決は、厚生労働大臣による生活保護基準の引下げは裁量の逸脱・濫用があり違法であるとして、保護費引下処分を取消した。本判決は、国家賠償請求こそ認めなかったとはいえ、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを裁量逸脱で違法とした。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を具体的に保障する勝訴判決である。

本判決が、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣の裁量を限定し、保護世帯と一般世帯との消費構造には無視し得ない相違があり、これに基づく生活扶助相当の下落率は統計等の客観的数値との合理的関連性を欠くものと判示した。また、生活扶助相当CPIについて、「平成22年という新しい時点を基準に価格比を用いて算出された平成20年の価格指数を基礎とする生活扶助相当CPI」を用いながら、他方で、「平成22年という過去の時点を基準に価格比を用いて算出された平成23年の価格指数を基礎とする生活扶助相当CPI」を用いることは一貫性を欠き、これらの生活扶助相当CPIを前提とする-4.78%という変化率は統計上の正確性が担保されていない。」と判示した。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（最低限保障）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。

格差と貧困が拡大固定化し、また、物価上昇による生活苦が続いている現在において、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性は益々増している。

今回の生活保護基準引下げは生活保護費 10%削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされたものである。国側の根拠だった 4.78%の物価下落はその根拠が崩れ、国は控訴審で主張を変遷させるに至った。このことから生活保護基準引下げには十分な根拠が存在しなかったことが分かる。そのような中、裁判所が少数者の人権擁護という司法の職責を果たしたもので極めて高く評価できる。

当判決は、原告勝訴を認めた3件目の高裁判決であり、全国的な一連の裁判の趨勢を決するものである。私たちは、国に対し、本判決の意義を重く受け止め、上告せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。

以上